## まちづくりの実現に向けて

# 成增五丁目地区地区計画



板橋区都市整備部

## 目 次

1	建築物等の整備について(建築のルールナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地区計画の計画書・計画図	2~6



「まちのルール」で守ろう、 育てよう、自分達のまち!! 縁豊かでうるおいある、安全・安心で ※ 快適に暮らせるまちづくり!!

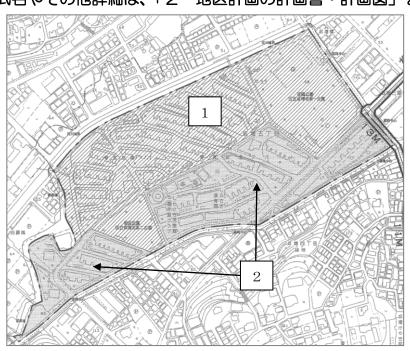
#### 1 建築物等の整備について(建築のルール)

#### 地区計画は、建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。

地区の区分		地区計画の概要				
1	2					
•	•	①建築物等の用途の制限 団地内の良好な住環境を担保するため用途制限も定め、次の用途を規制します。 1:神社、寺院、教会等 2:公衆浴場 3:大学、高等専門学校、専修学校等				
•	•	②容積率の最高限度 適性かつ合理的な土地の有効利用を図るため、容積率を 160%に定めます。				
•	•	③建蔽率の最高限度 適性かつ合理的な土地の有効利用を図るため、建蔽率を40%に定めます。				
	•	一戸建住宅、二戸長屋、兼用住宅等の場合は 50%に定めます。				
	•	④建築物の敷地面積の最低限度 敷地の細分化による環境悪化を防止するため、敷地面積の最低限度を 1000 ㎡に 定めます。				
		一戸建住宅、二戸長屋、兼用住宅等の場合は 100 ㎡に定めます。				
指定部	<del>立</del> のみ	⑤壁面の位置の制限 安全な歩行者空間を確保するため、計画図3に示す壁面の位置の制限を定めます。				
•	•	隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、0.5m以上でなければならない。				
指定部	分のみ <b>●</b>	⑤建築物等の高さの最高限度 団地内の良好な住環境を担保するため、計画図3に示す高さの最高限度を20m以下・30m以下に定めます。				
•	•	⑥建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物の外壁等の意匠又は色彩は周囲の環境と調和した落ち着きのある色調とします。また、看板等を屋上に取り付けてはいけません。				
•	•	⑦垣又はさくの構造の制限 道路に面する垣又はさくの構造は、生垣またはフェンスとします。				

※地区の正式名やその他詳細は、「2 地区計画の計画書・計画図」をご確認ください。

#### <地区の区分>



### 2 地区計画の計画書

#### 【成增五丁目地区】

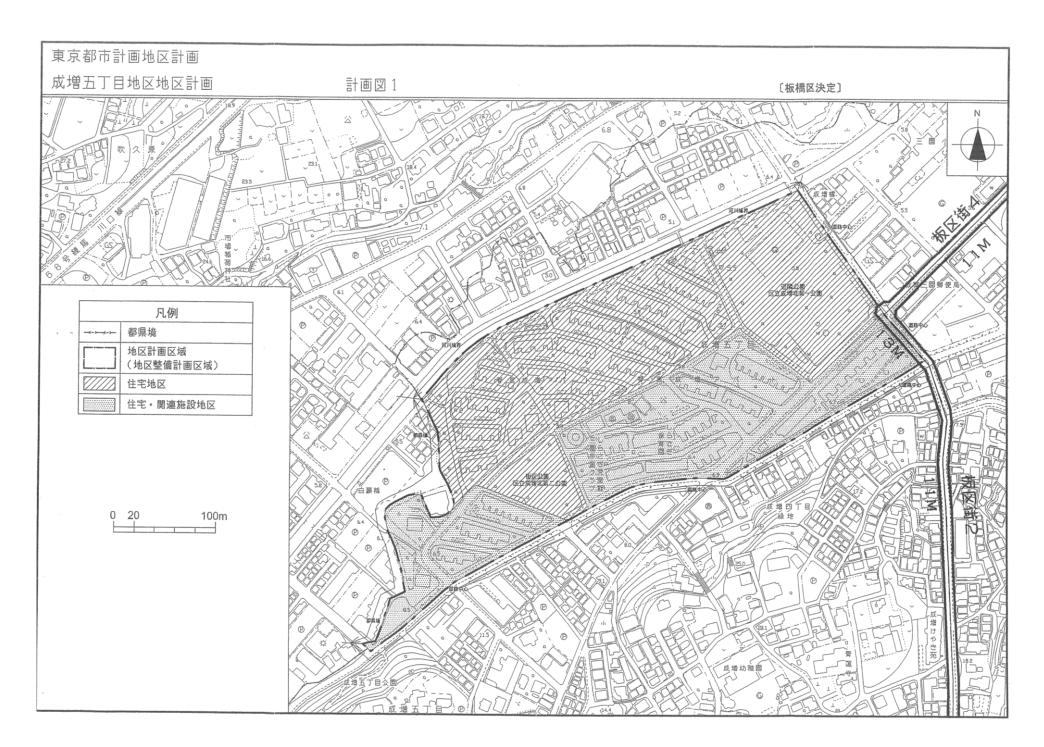
平19.11.15 板橋区告示第342号

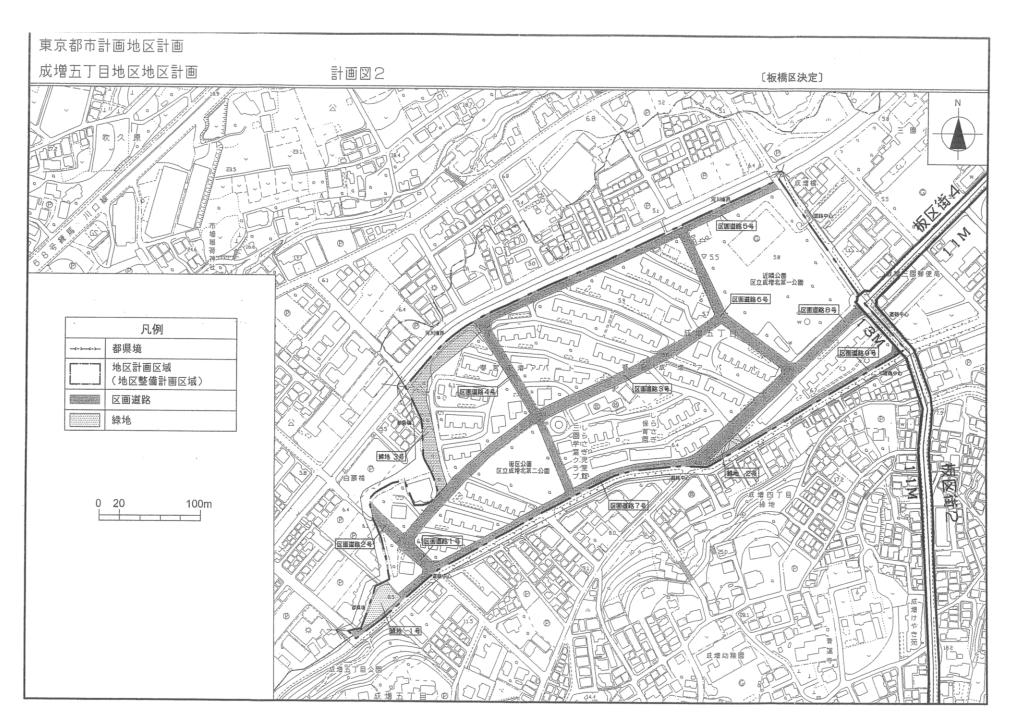
名 称			成增五丁目地区地区計画					
位 置※			板橋区成増五丁目地内					
面 積※		<b>i</b> ※	約9.6ha					
面積※地区計画の目標								
					と フなる、按型小で旧口	17 川林垣寺による「小こ林の不		
区域の整備・開発及び保全に関する方は	がの整 信 を					に配慮しながら、都営住宅の建ため、住宅及び地域に必要な施として既設区道を位置づける。し、地域の住環境の保全に努め確保に努める。の最高限度及び敷地面積の最低築物等の高さの最高限度を定め		
針	針   垣又はさくの構造の制限を定める。							
	区が備、び係	他 当 域 の 整 開発及 R 全 に 関 方針	地区の特性を踏まえ以下のような環境の整備を図る。 1 緑のネットワークの形成を推進するため、地区中央の桜並木等既存樹木の保全や新たな緑化に努める。					
	地	道路	名称	幅 員	延長	備考		
	区施設	, , , , ,	区画道路1号※	11m	約 40m	既設		
		Ľ Č	区画道路2号※	10m	約 40m	新設		
地			区画道路3号※	10m	約 390m	既設、一部拡幅		
区	<i>の</i>		区画道路4号※	8∼10m	約 190 m	既設、一部拡幅		
整	配置		区画道路5号※	6.5∼8m	約 340m	既設、一部拡幅		
備	及		区画道路6号	7 m	約 170m	既設、一部拡幅		
計	が規		区画道路7号	3∼7.5m (6∼11m)	約 380m	既設、一部拡幅 ()内は区域外を含めた幅員		
画	790		区画道路8号※	11 m	約 230 m	既設、一部拡幅		

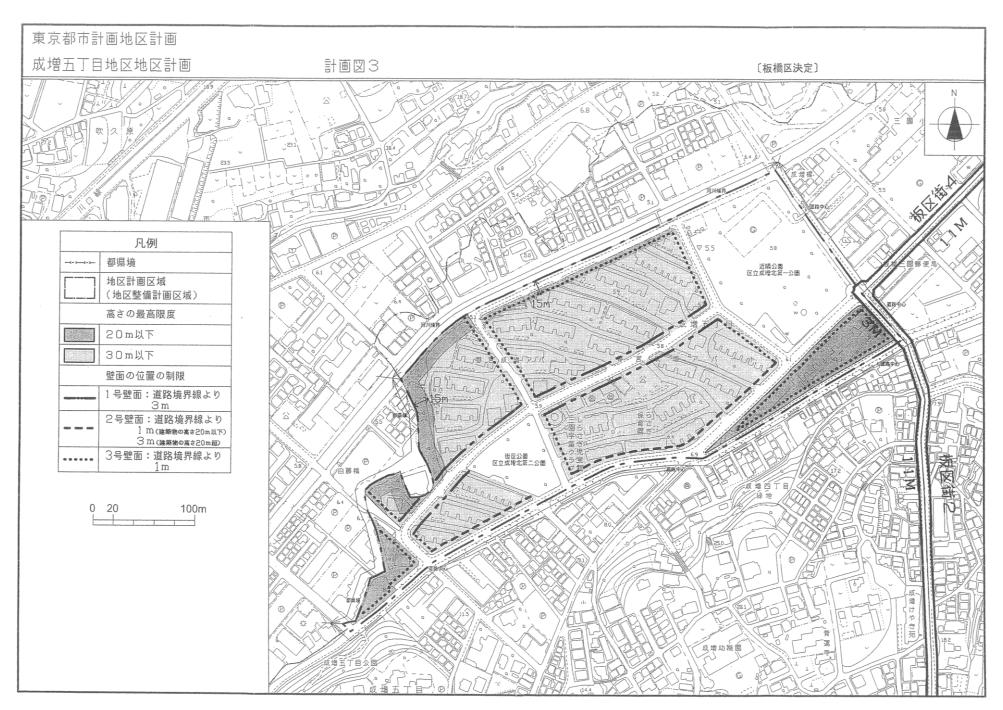
模		区画道路9号	4. 5~4. 75m (7~7. 5m)	約 240 m	既設、一部拡幅 ()内は区域外を含めた幅員	
	その他 名 称			 積	備考	
	の公共	緑地1号		700 m²	新設	
	空地	緑地2号		200 m²	既設	
		緑地3号	約 2,	400 m²	既設 (一部拡張)	
	地区の	名 称	住宅地区	<u> </u>	住宅・関連施設地区	
	区分	面積	約 5. 6ha	a	約 4.0ha	
	建築物等の用途の制限※		次に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を変更してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの			
	建築物の	)容積率の最高限度※	10分の16			
	建築物の	)建ペい率の最高限度	10 分の 4		10分の4 ただし、次に該当する場合は10分の5とする。 1 一戸建ての住宅又は二戸長屋 2 兼用住宅(建築基準法施行令第 130条の3に定めるもの)	
建築物等	築 物 等		1,000 m ただし、集会所、巡		1,000 ㎡ ただし、次に該当する場合は 100 ㎡ とする。 1 一戸建ての住宅又は二戸長屋 2 兼用住宅 (建築基準法施行令第 130条の 3 に定めるもの) 証話所、公衆便所その他これらに類する	
に			公益上必要な建築物の敷地として使用するものについてはこの限りでない。			
関する事項	壁面の位	Z置の制限	1 建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図3に示す距離を越えて建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 (1) 建築物の地盤面下の部分 (2) ゴミ置場、駐車場、門・塀等の工作物で、軒の高さが3m以下であるもの 2 隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、0.5 m以上でなければならない。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の各部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 (1) 物置その他これらに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの (2) 自動車車庫(階数が2以上のものを除く。) (3) 床面積に参入されない出窓の部分で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの			
		<b>その高さの最高限度</b>	建築物の高さの最高限度は、計画図3のとおりとする。 ただし、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投 影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、そ の部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに参入しない。			
	建築物等他の意匠	等の形態又は色彩その Eの制限	1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとする。 2 看板、広告塔等の屋外広告物は、建築物の屋上に取り付けてはならない。			
	垣又はさ	くの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスとする。 ただし、0.6m以下の部分については、この限りでない。			

※は知事同意事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度は計画図表示のとおり」 理由 老朽化した都営住宅の建替えにより地区の都市機能の更新を図り、もって安全で緑豊かな住環境を有する市街地 を形成するため地区計画を決定する。







地区計画に関するお問い合わせは・・・

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 (区役所北庁舎5階16番窓口) 板橋区都市整備部建築指導課意匠審査係

TEL 03-3579-2573 (直通)